

## 綾瀬市市民活動応援補助金（きらめき補助金）交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、綾瀬きらめき市民活動推進条例（平成16年綾瀬市条例第5号）第8条第2号に規定する財政的支援の実施について、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （補助金交付の目的）

第2条 市民活動の活発化を図り、市民協働による真に豊かで魅力と活力あふれる地域社会の実現に寄与するため、綾瀬市市民活動応援補助金（きらめき補助金）（以下「補助金」という。）を交付する。

### （定義）

第3条 この要綱において、「市民活動」とは、綾瀬きらめき市民活動推進条例第2条に規定する活動をいう。

### （補助対象団体）

第4条 補助の対象となる団体は、主な活動場所又は活動の運営拠点を市内に有する3人以上で構成する団体とする。

### （補助金交付の対象事業）

第5条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、主に市民を対象とした市民活動とし、補助事業の区分、趣旨、対象団体の要件は別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、綾瀬市から他の制度による補助を受ける事業は、補助の対象としない。

### （補助金交付の対象としない経費）

第6条 前条に規定する事業にかかる経費のうち、次に掲げる経費は、対象としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員による会合の飲食費
- (4) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- (5) 不動産及びその従物の取得に要する経費
- (6) 前号以外の物品等（短期間の使用によってその性質又は形状を失うことにより

使用に耐えられなくなる物を除く。)のうち取得価格又は評価額が5万円以上の取得に要する経費

(補助金額)

第7条 補助金額は、別表に定める額を上限とし、予算の範囲内において市長が定める。

(補助金の交付回数制限)

第8条 補助金の交付回数は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第9条 補助金の交付を申請しようとする者は、きらめき補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) きらめき補助金収支予算書(第2号様式)
- (2) きらめき補助金申請団体資金計画書(第3号様式)
- (3) きらめき補助金申請団体の概要書(第4号様式)
- (4) 団体の規約、会則又は定款
- (5) 役員名簿

(選考委員会の設置)

第10条 市長は、補助事業を選考するために、綾瀬市市民活動応援補助金(きらめき補助金)選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会に関する事項は、別に定める。

(補助事業の決定)

第11条 市長は、前条に定める選考委員会の結果を考慮して、補助事業及び補助金額を決定するものとする。

2 規則第7条に規定する交付決定の通知は、きらめき補助金交付決定(廃止承認)通知書(第5号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、補助金の交付決定を受けた日から起算して15日以内とする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者から規則第11条に規定する補助金

等交付請求書の提出があったときは、提出のあった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助事業の内容変更の制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(補助事業の廃止の承認)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業を廃止しようとする場合は、きらめき補助金廃止承認申請書(第6号様式)に廃止の理由を記載し、市長に提出するものとする。

(実績報告)

第16条 補助金の交付を受けた者は、交付対象事業が終了したときは、きらめき補助金実績報告書(第7号様式)及びきらめき補助金収支決算書(第8号様式)を、事業終了から起算して30日以内又は4月30日のいずれか早い時期までに市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、規則第14条に規定する補助金の返還を命じるときは、きらめき補助金返還決定通知書(第9号様式)により行うものとする。

2 補助金の返還期限は、返還決定の日から起算して30日以内又は5月31日のいずれか早い時期までとする。

(書類の整備等)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた事業に係る収入及び支出を明らかにした書類を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の別表のはばたきの区分の補助事業として交付の決定を受けた事業に係る令和2年度及び令和3年度分の補助金については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

別表

補助事業 の区分	趣 旨	対象団体の要件	補助金額	補助金の交 付回数制限
ひかり	活動を始めたばかりの団体が勇気をもって市民活動に取り組むための支援	申請日の属する年度の初日において、団体発足後3年を超えていない団体	事業経費の100%以内 上限額100,000円	1団体 1回まで
かがやき	既に活動している団体の活動を一層充実・発展するための支援	申請日の属する年度の初日において、団体発足後1年以上を経過している団体	1回目から3回目まで 事業経費の80%以内 上限額300,000円 4回目 事業経費の50%以内 上限額200,000円 5回目 事業経費の25%以内 上限額200,000円	1事業 5回まで

第1号様式（第9条関係）

年度 綾瀬市市民活動応援補助金

きらめき補助金交付申請書

年 月 日

綾瀬市長

申請者 所在地

名称

代表者職・氏名

次の事業について、きらめき補助金の交付を受けたいので申請します。

① 補助事業の区分	
ひかり	・ かがやき
② 事業名称	
③ 事業費総額 千円	④ 補助金交付申請額 千円 (事業費総額の%)
⑤ 補助金の使途	
⑥ 現状の課題と事業目的	

⑦ 事業の効果

⑧ 事業内容

⑨ 前回交付を受けた事業と比較し、拡充・縮小した内容（継続事業のみ記入）

⑩ 事業実施スケジュール

年月日	内 容

⑪ 事業実施体制	
⑫ 今後の展望	
5年後	
10年後	
<p>添付資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 きらめき補助金収支予算書（第2号様式）</li> <li>2 きらめき補助金申請団体資金計画書（第3号様式）</li> <li>3 きらめき補助金申請団体の概要書（第4号様式）</li> <li>4 団体の規約、会則又は定款</li> <li>5 会員名簿</li> </ol>	



第2号様式（第9条関係）

年度 綾瀬市市民活動応援補助金

きらめき補助金収支予算書

事業名称 \_\_\_\_\_

1 収入の部

(単位 千円)

科目	予算額	説明
収入合計(A)		

2 支出の部

(単位 千円)

科目	予算額	補助金 充当予定額	説明
支出合計(B)			

収入(A) - 支出(B) = 0円

第3号様式（第9条関係）

年度 綾瀬市市民活動応援補助金

きらめき補助金申請団体資金計画書

	科目	収入	科目	支出
5 年 後		千円		千円
		千円		千円
		千円		千円
		千円		千円
		千円		千円
		千円		千円
	合計	千円		千円
	活動内容			
10 年 後		千円		千円
		千円		千円
		千円		千円
		千円		千円
		千円		千円
		千円		千円
	合計	千円		千円
	活動内容			

第4号様式（第9条関係）

年度 綾瀬市市民活動応援補助金

きらめき補助金申請団体の概要書

① 団体名称	
② 所在地 (運営拠点)	〒 住所..... TEL..... FAX..... Eメール..... ホームページ http://.....
③ 連絡担当者 及び連絡先	担当者氏名.....(役職.....) TEL..... FAX..... Eメール..... 〒 郵便物送付先住所.....
④ 設立年月日	年 月 日 (法人格取得年月 年 月)
⑤ 設立目的・経緯	
⑥ 主な活動内容	
⑦ 主な活動場所	

⑧ 活動実績 (過去2年以内の 主な活動実績)							
⑨ 会員数		個人会員	人(うち綾瀬市民	人)、団体会員	団体		
⑩ 前 年 度 の 決 算 状 況	収 入		支 出				
	会費	千円	※内容を簡潔に記入				
	(内訳	)	・	千円			
	事業収入	千円	・	千円			
	(内訳	)	・	千円			
	助成金・補助金	千円	・	千円			
	(内訳	)	・	千円			
	その他	千円	・	千円			
(内訳	)	・	千円				
合計		千円	合計		千円		
前年度決算期間		年	月	日～	年	月	日
⑪ きらめ き補助金 交付実績	交付年度	コース名	事業名称	継続有無	無の場合の理由		
⑫ 上記補 助金以外 の交付実 績	交付年月	助成団体名称	助成金額	助成内容			

第5号様式(第11条関係)

年度 綾瀬市市民活動応援補助金

きらめき補助金交付決定（廃止承認）通知書

年 月 日

殿

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のあった 年度綾瀬市市民活動応援補助金（きらめき補助金）の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助事業名称

2 補助金額 円  
(申請金額 円)

3 補助条件

補助事業を実施するにあたり、次の場合は、速やかに市長の承認を受けてください。

- (1) やむを得ず補助事業の内容または補助事業の経費の配分を変更しなければならない場合
- (2) 補助事業を廃止しようとする場合
- (3) 予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

上記内容に不服があるときは、この通知を受理した日から起算して15日以内に申請を取り下げることができます。

第6号様式（第15条関係）

年度 綾瀬市市民活動応援補助金

## きらめき補助金廃止承認申請書

年 月 日

綾 瀬 市 長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市市民活動応援補助金  
（きらめき補助金）に係る補助事業を次のとおり廃止したいので、承認を受けたく申  
請します。

1 補助事業名称

2 廃止の理由

3 添付書類

第7号様式（第16条関係）

年度 綾瀬市市民活動応援補助金

きらめき補助金実績報告書

年 月 日

綾瀬市長

申請者 所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付補助金の交付決定を受けた補助事業の実績を報告します。

① 補助事業の区分	
ひかり ・ かがやき	
② 補助事業名称	
③ 補助事業費総額	④ 補助金額
円	円
⑤ 実施内容	

⑥ 事業の成果

⑦ 今後の課題

添付資料

1 きらめき補助金収支決算書（第8号様式）

2

3

4

5



第8号様式（第16条関係）

年度 綾瀬市市民活動応援補助金

きらめき補助金収支決算書

補助事業名称 \_\_\_\_\_

1 収入の部

(単位 円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	説明
収入合計				

2 支出の部

(単位 円)

補助金 充当科目	科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	説明
支出合計					

各支出項目についての領収書を添付してください。

収支決算額（収入－支出）＝ 円

第9号様式(第17条関係)

年度 綾瀬市市民活動応援補助金

きらめき補助金返還決定通知書

年 月 日

殿

綾瀬市長

年 月 日付で申請のあった 年度綾瀬市市民活動応援補助金（きらめき補助金）の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第14条の規定により、次のとおり返還してください。

1 補助事業名称

2 返還金額 円  
(交付決定額 円)

3 返還理由